

# 飼料用米の適正出荷のお願い

## ○用途外使用の禁止

- ① 一括管理方式  
基本的に契約数量を飼料用米として出荷します。
- ② 区分管理方式  
飼料用米として特定したほ場から収穫されたすべての米(ふるい下米を含む)を、原則飼料用米として出荷します(図1)。  
※出荷数量は30kg単位ではありません。

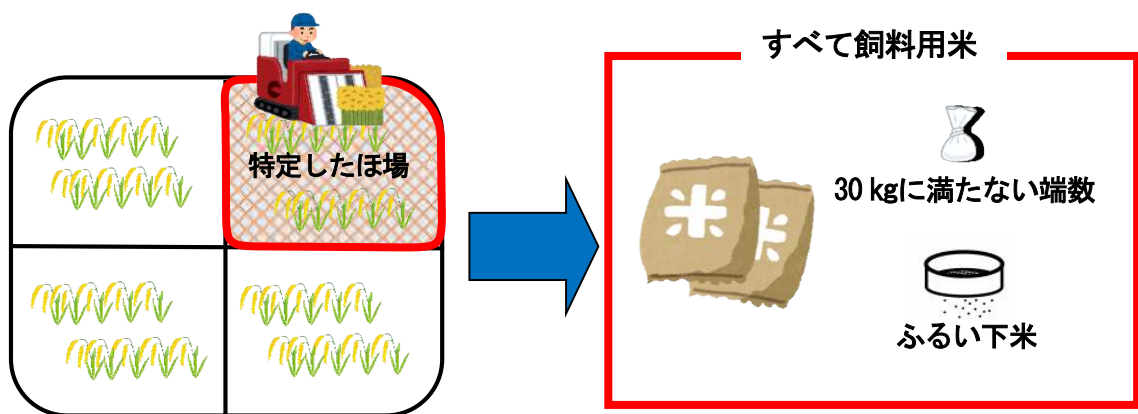


図1 区分管理のイメージ

## ○保管中の措置

用途ごとにパレットを分けるなど、他の米穀と区分して保管し、「票せん」による掲示をします(図2)。

※一括管理方式の場合は、飼料用米として特定された時点から他の米穀と区別して保管します。



図2 用途を示した票せんを掲示  
(食糧法遵守事項省令第3条)

## ○販売時の措置

包装等に、用途を示す飼の表示をします(図3)。(見やすい箇所への印刷、押印、シールの貼付、その他の方法により鮮明に表示します。)

※JA等に販売委託している場合は、JA等が表示を行う場合があります。

※大きさ：外円直径30~40mm、肉幅2~5mm  
肉色：青色または緑色



図3 包装に用途を表示  
(食糧法遵守事項省令第4条)